

株主各位

第104期定時株主総会招集に関する 電子提供措置事項記載書面(補足事項)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

- 設備投資の状況
- 資金調達の状況
- 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
- 重要な親会社および子会社の状況

II 会社役員に関する事項

- 取締役の氏名等
- 当期に係る取締役の報酬等の総額
- 取締役の報酬等についての株主総会の決議内容
- 取締役の報酬等の決定に関する方針等
- 当社取締役の報酬等が上記4. の方針に沿うものであると取締役会が判断する理由等

京王電鉄株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、「第104期定時株主総会招集ご通知」と本別冊をあわせて、書面交付請求をされた株主の皆様にご郵送する電子提供措置事項記載書面としております。

I 企業集団の現況に関する事項

3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は458億4千3百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

事業セグメント	設備投資の内容
運輸業	京王線（笹塚駅～仙川駅間）連続立体交差事業 ホームドア設置工事 新線新宿駅改札内エスカレーター更新工事 京王線5000系車両新造

4. 資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、当社グループ外から300億円の新規借入を行いました。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高の合計額は前期末に比べて115億8千3百万円増加し、4,469億3千5百万円となりました。

5. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はございません。

6. 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
（株）京王百貨店	100百万円	100.0%	百貨店業
（株）京王ストア	450百万円	100.0%	ストア業
（株）京王プラザホテル	100百万円	100.0%	ホテル業
京王電鉄バス（株）	100百万円	100.0%	バス事業

連結子会社は上記4社を含め40社、持分法適用会社は9社であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

II 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
こう 紅 村 康	代表取締役会長	—
つ 都 村 智 史	代表取締役社長 社長執行役員	—
やま 山 岸 真 也	取締役 常務執行役員 経営統括本部長、財務・情報開示担当	—
いの 井 上 晋 一	取締役 常務執行役員 鉄道事業本部長	—
ばん 番 あつし 瞳	取締役 常務執行役員 総務・危機管理部・法務・コンプライアンス部・広報部・人事部分担、コンプライアンス担当	—
なか 中瀬 正 春	取締役 常務執行役員 開発事業本部長、新宿再開発推進室分担	—
ふる 古市 健	取締役	日本生命保険相互会社顧問 株式会社ダイセル社外取締役 大阪市高速電気軌道株式会社社外取締役
つね 常陰 均	取締役	三井住友信託銀行株式会社特別顧問 南海電気鉄道株式会社社外取締役 レンゴー株式会社社外監査役
みなみ 南 佳 孝	取締役	株式会社京王百貨店代表取締役社長
わか 若林 克 昌	取締役	株式会社京王プラザホテル代表取締役社長
みや 宮坂 周 治	取締役	京王電鉄バス株式会社代表取締役社長
お 小野 正 浩	取締役 監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長	—
たけ 竹川 浩 史	取締役 監査等委員（常勤）	—
かね 金子 正 志	取締役 監査等委員	弁護士
やま 山内 啓 晓	取締役 監査等委員	早稲田大学商学部教授 株式会社ミロック情報サービス社外取締役

(注) 1. 当社は執行役員制度を導入しております。上記取締役兼務者5名以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
高木 保	執行役員 経営統括本部 グループ事業部長	—
加藤 慎司	執行役員 人事部長	—
竹内 健	執行役員 経営統括本部 経営企画部長	—
熊谷 高志	執行役員	株式会社高山グリーンホテル代表取締役社長
古屋 圭子	執行役員	株式会社京王SCクリエイション代表取締役社長
川田 裕史	執行役員	株式会社京王ストア代表取締役社長
許田 晃子	執行役員	株式会社京王プレッソイン代表取締役社長

2. 期中の取締役および執行役員の異動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
南佳孝	取締役	取締役 常務執行役員	
番瀬睦正春	取締役 常務執行役員	執行役員	
小野正浩	取締役 監査等委員	取締役 常務執行役員	
仲岡一紀	[退任]	取締役	
伊藤俊司	[退任]	取締役 監査等委員	
竹内健 許田晃子	執行役員	[就任]	2024年6月26日

3. 取締役古市 健、常陰 均、取締役 監査等委員竹川浩史、金子正志、山内 晓は社外取締役であります。
4. 監査等委員会は、内部監査部門等との十分な連携や重要な社内会議への出席を通じて、情報収集の充実と監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、小野正浩と竹川浩史を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役 監査等委員（常勤）小野正浩は、当社において経営統括部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 監査等委員（常勤）竹川浩史は、金融機関における業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役 監査等委員山内 晓は、会計学を専門とした大学教授としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、取締役古市 健、常陰 均、取締役 監査等委員（常勤）竹川浩史、取締役 監査等委員金子正志、山内 晓を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、取締役古市 健、常陰 均、取締役 監査等委員金子正志、山内 晓との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
10. 当社は当社の取締役および執行役員ならびに当社子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定される役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補の対象（法令違反であることを認識して行った行為に起因してなされた損害賠償請求等、保険約款に定める一定の場合を除きます。）としております。保険料は全額当社が負担しております。

2. 当期に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	年次業績 連動報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	403 (22)	235 (22)	83 —	84 —	13 (2)
取締役 監査等委員 (うち社外監査等委員)	94 (57)	94 (57)	—	—	5 (3)

- (注) 1. 当社は、単年度の連結業績目標の達成に向けて着実に成果を上げることを目的に、年次業績連動報酬を導入しております。年次業績連動報酬は、当社グループの業績全般に責任を負うとの観点から、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く) と執行役員を対象としており、連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の達成状況を反映させて決定するものです。なお、当該指標に関する第103期における実績は、連結経常利益434億円、親会社株主に帰属する当期純利益292億円、第102期における実績は、連結経常利益217億円、親会社株主に帰属する当期純利益131億円であります。なお、2024年6月26日付で「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を一部改定しております。
2. 当社は中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的とし、後記「3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議内容」に記載のとおり、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて当社株式の交付を行う株式報酬制度を導入しております。なお、上記表に記載の非金銭報酬等の額は、本制度に基づき当期に付与されたポイント総数に相当する金銭として、当期において会計上引当を行った金額となります。
3. 上記表には、2024年6月26日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く) 1名および取締役 監査等委員1名を含んでおります。

3. 取締役の報酬等についての株主総会の決議内容

当社は2020年6月26日開催の第99期定時株主総会（以下、「同株主総会」といいます。）において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額を年額4億2,000万円以内、うち社外取締役分4,000万円以内と決議しており、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億3,000万円以内と決議しております。

また、同株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に対して、上記報酬額とは別に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、本信託を通じて各取締役に対して当社株式が交付される株式報酬制度（以下、「本株式報酬制度」といいます。）を導入することを決議しております。当該決議におきましては、本株式報酬制度の対象期間を同株主総会の日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結の日までの約3年間とすること、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計金3億3,000万円とすること、取締役会が定める株式交付規程に基づき、1ポイントを1株とし、1事業年度あたり33,000ポイントを上限として、役位等に応じたポイントを付与すること、また、本株式報酬制度の対象となる取締役は、原則として退任時に当該付与ポイントと引き換えに当社株式の交付を受けること、違法行為等の株式交付規程で定める一定の事由が生じた場合、取締役会の決議により、それまでに付与したポイントの全部または一部が失効すること、等を定めております。なお、本株式報酬制度は取締役会の決定により5年以内の期間を都度定めて延長する場合があり、延長がなされた場合に対象者に交付するために必要となる当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限は、1年あたり合計金1億1,000万円としております。

(注) 第99期定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は11名（うち社外取締役の員数は2名）、監査等委員である取締役の員数は4名であり、株式報酬制度の対象となる取締役の員数は9名であります。

4. 取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は会社法に基づき、「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を取締役会で決議しており、2024年6月26日開催の取締役会で改定しております。その内容は次のとおりであります。なお、当該方針の決定に際しては、あらかじめ、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を経ております。

「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」

1. 基本の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬等については、基本報酬、事業年度ごとの業績に連動する年次業績運動報酬および株式報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務内容等を勘案し、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職位等を勘案し、職責に応じ適切な水準とする。

3. 年次業績運動報酬に係る業績指標の内容および当該業績運動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

年次業績運動報酬は、事業年度ごとの業績に連動する指標として、当該年次の連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の達成状況を反映させて算定し、基本報酬にあわせて支給する。額の算定にあたっては、指名・報酬委員会に諮問し、審議を経て決定する。変動の範囲については、年次業績の評価の標準値に対して下限は-100%、上限は役位に応じて+30%～+90%とする。

4. 株式報酬の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を用いて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を交付する。

ポイントは取締役会で定める株式交付規程に基づき、役位等に応じたポイントを付与する。付与されたポイントに応じた当社株式の交付は、原則として取締役の退任時とする。

5. 基本報酬、年次業績運動報酬および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、年次業績運動報酬、株式報酬の額および割合は、上記項目2. 3. 4. の方針に加え、当社が鉄道事業を中心とした公共性の高い事業を営んでいることを踏まえて決定している。

割合については、年次業績の評価が標準値の場合に、役位に応じて基本報酬が56～72%、年次業績運動報酬が8%～24%の範囲とし、株式報酬については20%とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会で審議の上、取締役会の決議により、代表取締役社長に一任する。

代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議内容を尊重し、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

7. 執行役員の個人別の報酬等の決定に関する方針

執行役員の個人別の報酬等の決定は、本方針に記載の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に関する方針を準用する。

5. 当社取締役の報酬等が上記4. の方針に沿うものであると取締役会が判断する理由等

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬について、基本報酬、年次業績連動報酬、株式報酬の3区分からなる報酬体系とし、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬について、基本報酬のみとする方針としております。なお、かかる方針は、当社取締役会が取締役の報酬等を決定するにあたり、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会において審議・検証を行っております。

また、当社取締役会は、指名・報酬委員会における審議内容を尊重して取締役の個人別の報酬額を決定することにつき、代表取締役社長である都村智史に一任しております。なお、当社取締役会は、取締役の報酬等の方針について、上記「4. 取締役の報酬等の決定に関する方針等」のとおり決議しております。

このような手続を経て取締役の個人別の報酬の額および内容が決定されていることから、当社取締役会は、取締役の報酬等がその決定に関する方針に沿うものであると判断しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。